

しゅうがくえんじょ 就学援助

就学援助制度とは…

小中学校に就学し、経済的な理由で給食費の支払いや
学用品等の購入が困難な児童・生徒の保護者に対して、
その費用の一部を市が援助する制度です。

医療費

通学費

校外
活動費

入学
準備金

学用品費

修学
旅行費

学校
給食費

問い合わせ
宇部市教育委員会教育総務課

宇部市常盤町一丁目7番1号
0836-34-8604

令和7年度 就学援助制度について

就学援助費の認定要件

- ①宇部市が設置する小学校、中学校に就学する児童生徒の保護者
- ②経済的理由により生活状態が悪く、就学困難と認められる方
 - ※生活保護（教育扶助）受給者は申請不要で、修学旅行費のみ援助します。
 - ※就学援助を希望される方は、毎年度申請が必要です。

申請について

（１）申請期間 **申請受付中**

- ※ 7月末までに申請して認定となった方は、4月分から援助の対象となります。
- ※ 8月以降に申請して認定となった方は、申請月から援助の対象となります。
- ※ 令和7年度の入学準備金の入学前支給が認定となった方は、令和7年度の就学援助費の支給についても認定となりますので、申請は不要です。

（２）申請方法

オンライン申請（原則）

オンライン申請はこちら ↓



＜対象者＞

令和7年1月1日に宇部市に同居者全員の住民票があった方

- ※上記に該当しない世帯は、窓口で申請してください。
- ※オンライン申請が困難な方は、窓口での申請も可能です。

【 窓口での申請 】

＜申請場所＞

教育委員会教育総務課（市役所4階 窓口A）、宇部市立の小中学校の事務室

- ※ 平日9：00～16：30
- ※ 郵送での受付及び学校閉庁日の受付はできません。

＜必要なもの＞

令和7年度所得証明書（令和7年1月1日に宇部市に住民票がない世帯員分のみ）

- ※単身赴任、進学等による別居で生計が同一の場合は同居者とみなします。
- ※平成17年4月1日までに生まれた方は、無収入でも所得証明書が必要です。

結果通知・支給方法について

審査結果は、申請月の翌月末頃に郵送します。電話等でのお問い合わせにはお答えできません。

また、就学援助費の申請後、校納金及び給食費は認定が決定するまでお支払いください。

認定後の就学援助費は、申請時に選択された口座（申請者または学校長の口座）に振り込みます。

申請者の口座を選択した方は、校納金の集金があります。一度でも滞納した場合は、振込先を学校長の口座に変更します。

学校長の口座を選択した方は、就学援助費を学校が管理し、年度末に学校が精算を行います。

就学援助費で支給されるもの

種類	援助内容等
学校給食費	教育委員会が実費を支払うため、申請時に選択した口座への振込はありません。
学用品費	定額（学校で集金される教材費と同額ではありません。）
入学準備金	定額（新1年生で7月申請までの認定者が対象。） 入学準備金を入学前支給された方は重複しての支給はありません。
通学費	最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の公共交通機関の運賃実費（限度額あり） 片道の通学距離が児童で4 km以上、生徒で6 km以上の場合に対象となります。 ※特認校以外の校区外通学は対象となりません。 ※特別支援学級児童生徒は距離を問いません。
修学旅行費	実費（限度額あり。修学旅行に参加した時点での認定者が対象）
校外活動費（宿泊を伴うもの）	交通費・見学料の実費（限度額あり。校外活動（宿泊を伴うもの）に参加した時点での認定者が対象）
医療費	学校病（トラコーマ・結膜炎・中耳炎・白癬・疥癬・膿疱疹・慢性副鼻腔炎・アデノイド・う歯・寄生虫病）と診断され、治療指示を受けた場合が対象。 ※子ども医療費助成制度が優先 ※県外での受診がある場合は事前にご相談ください。

○市外から通学する児童生徒は、学校給食費及び医療費が支給対象です。